

平成28年度兵庫県私立高等学校 生徒授業料軽減補助制度について

兵庫県では、国の授業料軽減補助（就学支援金）に上乗せし、県の単独補助として、一定の所得以下の世帯に対して授業料軽減を行います。いずれも学校を通じて補助します。

保護者の皆様には、このリーフレットをお読みにになり、所定の基準にあてはまる場合は、学校が指定する期日までに、学校へ申請してください。

なお、申請の要件、授業料の軽減額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

県の授業料軽減補助を受けられる人

◆ 対象者の条件

兵庫県・大阪府・京都府・岡山県・鳥取県に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程（いずれも通信制を除く）に就学する生徒の保護者が、平成28年10月1日現在、次の両方に該当すれば軽減補助を受けることができます。

- (1) 保護者（学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者）が兵庫県在住であること（生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません）。
- (2) 平成27年の収入に基づく平成28年度の市町民税所得割額（保護者全員の合算）が次のとおりであること。
 - ① 1年生：154,500円未満
（標準的な4人世帯（給与所得者）の場合、年収が約590万円未満）
 - ② 2・3年生：51,300円未満
（標準的な4人世帯（給与所得者）の場合、年収が約350万円未満）

<ご注意>

- ※ 平成28年9月30日以前に転退学した場合は、対象となりません。
- ※ 平成28年10月1日以降に転退学した場合は、月割りにより計算します。
- ※ 保護者の平成28年中の所得が、平成27年4月1日以降に生じた特別な事情（転退職、死亡、入院、離婚、別居等）のため、前年に比べて著しく減少する見込みである場合、平成28年見込み所得で判定します。該当する場合は、学校にご相談ください。
- ※ 特別な事情が、経済的不況による失廃業、倒産等の場合は、「私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助制度」の適用となります。
- ※ 保護者が単身赴任等で一時的に県外に居住している場合、学校にご相談ください。

市町民税所得割額とは？

市町民税所得割額とは、年間の収入金額から必要経費、扶養控除、配偶者控除など各種の所得控除を差し引いた金額に住民税の税率を乗じた金額をいいます。市(町)民税・県民税の特別徴収税額決定通知書や納税通知書に、「市(町)民税」「所得割」と書かれた欄に記載されている金額です（均等割や県民税の所得割は含みません）。

◆ 軽減される額〔高校の所在地、生徒の学年によって条件が異なります〕

＜1年生＞（平成28年度入学生）

保護者の所得等		軽減金額（年額）		
		兵庫県内の 私立高等学校	京都府内の 私立高等学校	大阪府・岡山県・ 鳥取県内の 私立高等学校
生活保護世帯		82,000円	41,000円	20,500円
平成28年度	0円			
市町民税所得割額 （保護者全員の合算）	51,300円未満			
	154,500円未満	21,000円	10,500円	5,250円

＜2・3年生＞（平成26年度・平成27年度入学生）

保護者の所得等		軽減金額（年額）		
		兵庫県内の 私立高等学校	京都府内の 私立高等学校	大阪府・岡山県・ 鳥取県内の 私立高等学校
生活保護世帯		82,000円	41,000円	20,500円
平成28年度	0円			
市町民税所得割額 （保護者全員の合算）	51,300円未満			
		40,000円	20,000円	10,000円

※平成25年度以前に入学し、原級留置等により在籍している場合は学校にお問い合わせください

◆ 私立高等学校生徒への授業料軽減事業（国の制度（就学支援金）を含む）

平成28年度の国と県を合わせた授業料の軽減額は下表のとおりです。生活保護世帯及び市町民税所得割額0円の世帯については、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助し、授業料の実質無償化を図るなど、低所得世帯に重点化した授業料軽減措置を行います。

＜1年生（平成28年度入学生）＞

保護者の 所得区分		軽減金額（年額）		
		兵庫県内の 私立高校	京都府内の 私立高校	大阪府・岡山県・ 鳥取県内の私立高校
生活保護世帯 市町民税所得割0円	兵庫県	82,000円	41,000円	20,500円
	国	297,000円	297,000円	297,000円
	合計	379,000円	338,000円	317,500円
市町民税所得割額 51,300円未満	兵庫県	82,000円	41,000円	20,500円
	国	237,600円	237,600円	237,600円
	合計	319,600円	278,600円	258,100円
市町民税所得割額 154,500円未満	兵庫県	21,000円	10,500円	5,250円
	国	178,200円	178,200円	178,200円
	合計	199,200円	188,700円	183,450円
市町民税所得割額 304,200円未満	兵庫県	0円	0円	0円
	国	118,800円	118,800円	118,800円
	合計	118,800円	118,800円	118,800円

※市町民税所得割額が304,200円以上の場合は、国の就学支援金の対象外。

< 2・3年生（平成26年度・平成27年度入学生） >

保護者の所得区分	軽減金額（年額）			
		兵庫県内の 私立高校	京都府内の 私立高校	大阪府・岡山県・ 鳥取県内の私立高校
生活保護世帯 市町民税所得割額0円	兵庫県	82,000円	41,000円	20,500円
	国	297,000円	297,000円	297,000円
	合計	379,000円	338,000円	317,500円
市町民税所得割額 51,300円未満	兵庫県	40,000円	20,000円	10,000円
	国	237,600円	237,600円	237,600円
	合計	277,600円	257,600円	247,600円
市町民税所得割額 154,500円未満	兵庫県	0円	0円	0円
	国	178,200円	178,200円	178,200円
	合計	178,200円	178,200円	178,200円
市町民税所得割額 304,200円未満	兵庫県	0円	0円	0円
	国	118,800円	118,800円	118,800円
	合計	118,800円	118,800円	118,800円

※ 市町民税所得割額が304,200円以上の場合は、国の就学支援金の対象外。

◆ 申請書の提出

「授業料軽減申請書（別紙）」に必要事項を記入の上、以下の書類とあわせて学校が定める日までに学校に提出してください。

なお、就学支援金を申請した際に、以下の書類を提出された場合は、再度提出する必要はありません。詳しくは、学校にお問い合わせください。

	保護者の職業形態	提出書類
①	「サラリーマン」など、市町民税・県民税全額を給与から天引きされている人	「平成28年度市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書」（写し）
②	「個人で事業を営んでいる人」など、市町民税・県民税の全額を市町や銀行の窓口等で納めている人	「平成28年度市町民税・県民税納税通知書」及び明細書（写し） （所得区分を確認できるもの）
③	市町民税・県民税を給与からの天引きと市町や銀行の窓口等の両方で納めている人	「平成28年度市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書」（写し）と、「平成28年度市町民税・県民税納税通知書」及び明細書（写し） （所得区分を確認できるもの）
④	非課税の人または①②③の通知を紛失した人	平成28年1月1日現在の居住地の市町が発行した平成28年度の「市・県民税課税証明書」または「非課税証明書」（原本） （所得区分を確認できるもの）
⑤	生活保護を受給している人	福祉事務所が発行した、平成28年1月1日現在に生活保護を受給していること証明する書類（原本） （生徒との扶養関係がわかるもの）

◆ 決定の通知

授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等を学校から通知します。軽減の実施（県から学校への補助金の交付）は、12月～1月頃になる予定です。なお、虚偽の申請等が判明した場合は、軽減措置が取り消されます。

(参考) 私立高等学校への兵庫県からの支援

兵庫県では、次の私立高等学校に対する支援を実施し、保護者の皆様の経済的負担の軽減と私立高等学校の教育条件の維持向上を図っています。

1 私立高等学校の運営に対する支援

教職員の人件費や学校の特色ある教育経費など、私立高等学校の運営経費に対する支援を行っています。

高等学校生徒1人あたりの県補助金額（平成28年度）（年間） 345,786円
--

2 私立高等学校授業料軽減補助

当リーフレットに記載のとおり。

※ 私立高等学校の運営に占める県補助金の状況

兵庫県内の私立高等学校は、皆様方の納付金や兵庫県の補助金、寄附金等で経営されています。兵庫県からの補助金は37%になっています。

保護者からの納付金 (国の就学支援金を含む) 57%	兵庫県からの補助金 37%	寄附金等 6%
----------------------------------	------------------	------------

3 その他の就学支援

入学時に、入学資金の支払いが一時困難な保護者の方々に対して30万円まで貸し付ける「入学資金貸付事業」や、月額3万円（私立高校、自宅通学者の場合）の修学資金や通学費を貸与する「高等学校奨学資金貸付事業」等を行っています。

また、私立高等学校等の生徒（平成26年度以降入学の生徒に限る）の保護者で、生活保護（生業扶助）受給世帯または市町民税所得割額0円の世帯の方に対し、修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、生徒会費等の教育に必要な経費を支援する「奨学給付金制度」を行っています。

兵庫県では、私立学校の教育の充実を図るため、上記の私立高等学校への支援のほか、私立小学校、私立中学校、私立幼稚園等への支援も行っており、その助成総額は平成28年度予算で約330億円となっています。
--